

資料1-2

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・ 相談支援専門員の研修制度の見直し(平成31年度～)

- 1 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の
研修制度の見直し等について P 2～
- 2 相談支援専門員の研修制度の見直しについて P 13～

※この資料は、国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施する平成30年度「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修」「相談支援従事者指導者養成研修会」資料を基に作成しています。

(平成30年10月 愛媛県・松山市 集団指導資料)

1 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の 研修制度の見直し等について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（現行）

（配置基準）

【サービス管理責任者】

- 障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援 …… 利用者60人:1人
 - ※ 利用者数61人以上の場合、越えた利用者40人:1人をさらに配置
 - ※ 就労定着支援は、一体的に提供する就労移行支援事業所等との合計利用者数に対して配置
 - ・ 自立生活援助、クルーフホーム …… 利用者30人:1人
 - ※ 利用者数31人以上の場合、超えた利用者30人:1人をさらに配置

【児童発達支援管理責任者】

- 障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

（経緯）

【サービス管理責任者】

- 平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。

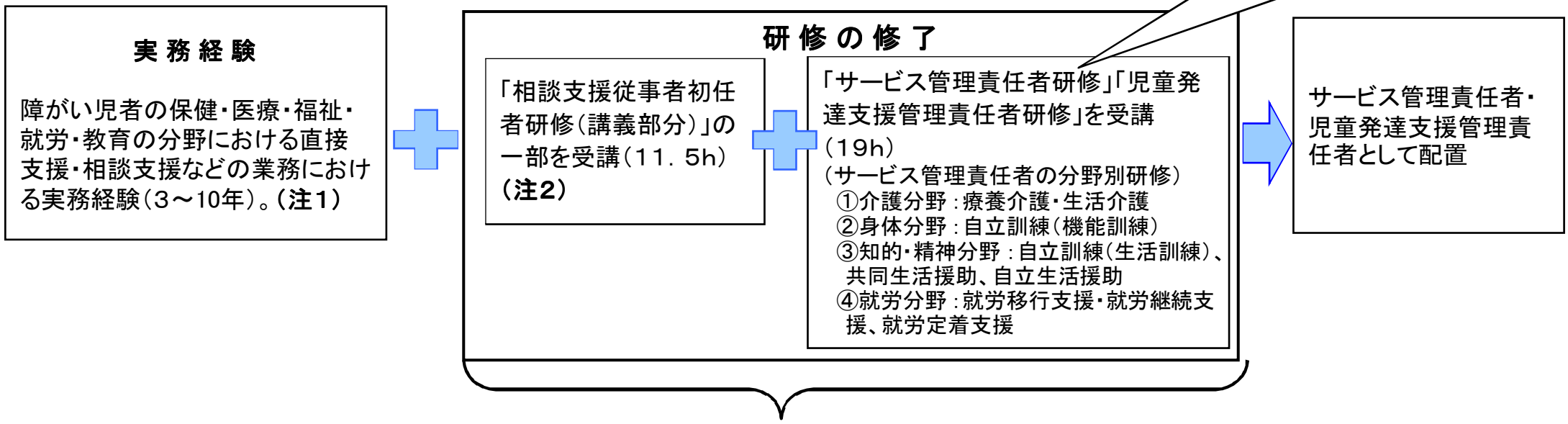
【児童発達支援管理責任者】

- 平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

※ 児童発達支援管理責任者は、平成29年4月1日以降、実務経験のうち、3年以上は障害者・障害児に対する実務が必要（既存の事業所における経過措置は平成30年3月31日まで）

【現行のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】

一部講義及び演習は分野別に実施



(研修の修了要件の経過措置) ※平成27年度以降の取扱い

【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 共通】

- 事業開始後1年間は、実務経験者について、研修修了要件を満たすものとする経過措置。(平成31年3月31日廃止)
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠けた場合、1年間は、実務経験者について、研修修了要件を満たす経過措置。

(注1) 実務経験については、別表を参照。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも1つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

サービス管理責任者の実務経験（詳細は別表）

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	特区 大阪・埼玉
障害者の保健、医療、福祉、就労教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	3年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※１を有する者 （４）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が１年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	5年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※１による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※１ 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の実務経験（詳細は別表）

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>①相談支援業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p>	<p>5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p>施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）</p>	
	<p>医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者</p>	
	<p>就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p>	
	<p>学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p>	
	<p>乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者</p>	
<p>②直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p>	<p>施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p>	<p>10年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p>障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p>	
	<p>学校に従事する者</p>	
	<p>児童福祉等に関する施設、事業に従事する者</p>	
	<p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	
<p>③有資格者等</p>	<p>上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者</p>	<p>5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p>上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）</p>	<p>老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上</p>

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて(予定)

1. 研修体系の見直し

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修に分ける。
- 実践研修、更新研修の受講に一定の実務経験の要件(注)を設定。

(注)実践研修、更新研修を受講するための一定の実務経験の要件

- ・実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

- ※ **平成31(2019)年度から新体系による研修開始。(実践研修は2021年度から研修開始)**
旧体系研修受講者は、2023年度末までの5年間に更新研修の受講が必要。

- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。

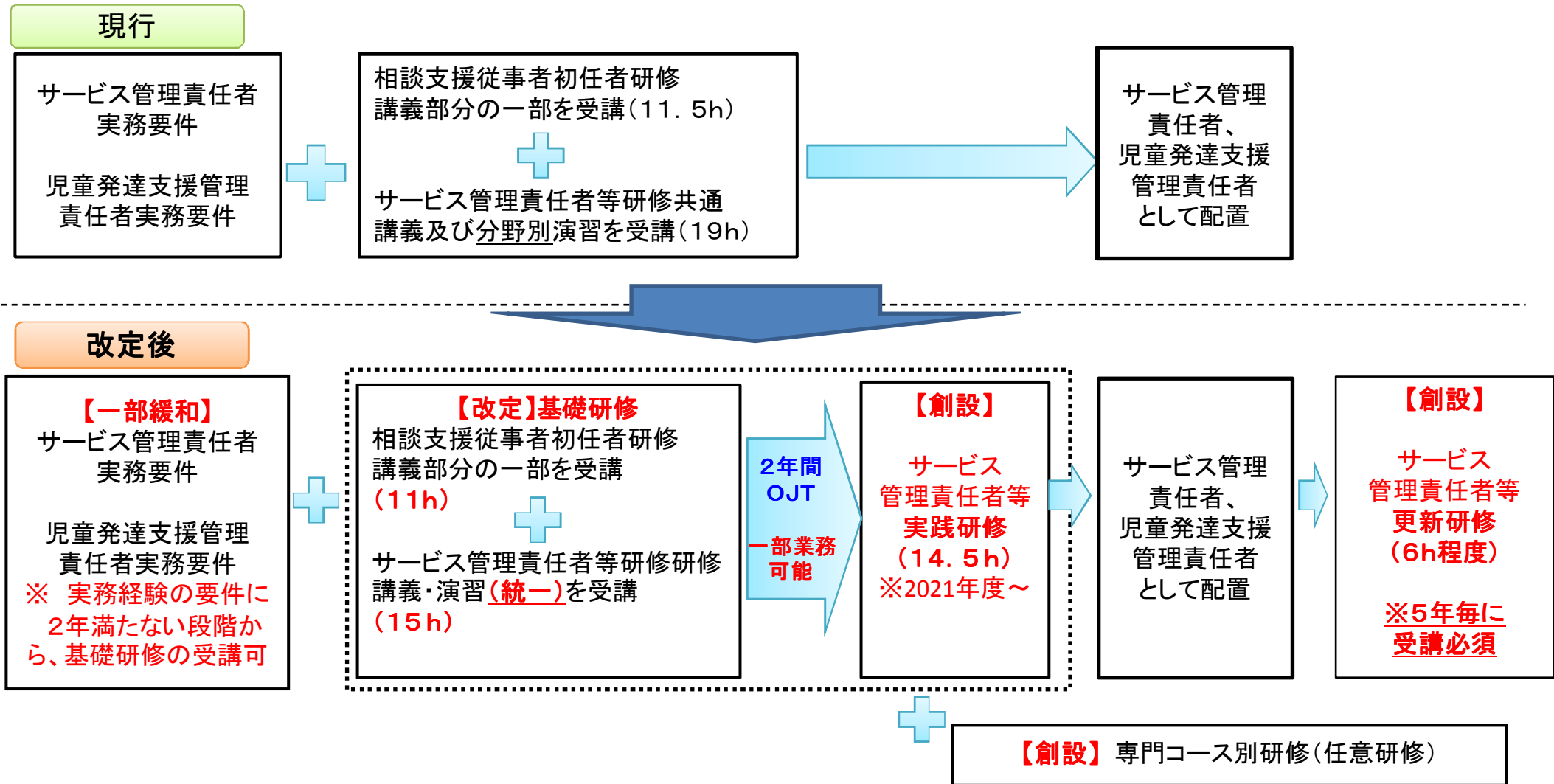
- ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。

2. 実務経験の一部緩和

- 直接支援業務による実務要件を10年 ⇒ 8年に緩和。
- 基礎研修受講時点で、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする。

- ※ 新体系移行時に実務経験の要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講者をサービス管理責任者等として配置を認める経過措置を予定。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて(予定)



(注)実践研修、更新研修を受講するための一定の実務経験の要件

- ・**実践研修**: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験
⇒ 上記の要件を満たさない場合、実践研修を受けられない。
- ・**更新研修**: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験又は②現にサービス管理責任者等として従事
⇒ 上記①又は②の要件を満たさない場合、更新研修を受けられない。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置、配置時の取扱いの緩和等について(予定)

1. 経過措置について

H31(2019).4～(新体系移行)

① 現行研修受講済みの者

サービス管理
責任者等研修
(旧体系)受講

施行後5年間(2023年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等
更新研修
※5年毎に受講必須

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者

※2019～2021年度(3年間)の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を
満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講必須

2. 配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上
基礎研修受講は、実務要件の
2年前から受講可能

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講必須

サビ管・児発管 研修見直しのスケジュール(予定)

	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	H31(2019) 年度	2020年度	2021年度
基礎研修	都道府県による従来のサビ管研修等 (共通・分野別研修)の実施		都道府県による新カリキュラムによる 基礎研修の開始		
実践研修		<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの 告示改正 ・新カリキュラム の内容等につ いて周知 			都道府県による 実践研修の開始
		<ul style="list-style-type: none"> ・告示新設 ・国による研 修の開始 	2019年度から新たにサビ管・児発管の研修受講する場合、 実践研修も受講が必要。(3年間の経過措置)		
更新研修			都道府県による更新研修の開始		
			2018年度までの間にサビ管・児発管研修受講者は、 2023年度までに更新研修の受講が必要。 (5年間の経過措置)		

(参考) サービス管理責任者等の役割

「管理者」と「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の関係イメージ

サービス提供事業所等

管理者の責務

「従業者及び業務の一元的な管理や
規定を遵守させるため必要な指揮命令」

人事管理
指揮命令

人事管理
指揮命令

人事管理
指揮命令

事務職員

その他の職員

サービス管理責任者等の責務

「サービス提供プロセスに関して
他のサービス提供職員に対する
技術的な助言や指導等」

サービス提供部門

サービス内容
の管理に関する
指示・指導

サービス内容
の管理に関する
指示・指導

サービス提供職員等 A

サービス提供職員等 B

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較

管理者の業務内容例

1. 利用者・市町村への契約支給量報告等
2. 利用者負担額の受領及び管理
3. 介護給付費の額に係る通知等
4. 提供するサービスの質の評価と改善
5. 利用者・家族に対する相談及び援助
6. 利用者の日常生活上の適切な支援
7. 利用者家族との連携
8. 緊急時の対応、非常災害対策等
9. 従業者及び業務の一元的管理
10. 従業者に対する指揮命令
11. 運営規程の制定
12. 従業者の勤務体制の確保等
13. 利用定員の遵守
14. 衛生管理等
15. 利用者の身体拘束等の禁止
16. 地域との連携等
17. 記録の整備

サービス管理責任者等の業務内容例

1. 個別支援計画の作成に関する業務
 - ①利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討
 - ②個別支援計画の原案作成
 - ③個別支援計画作成に係る会議の運営
 - ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意
 - ⑤利用者に対する個別支援計画の交付
 - ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）による見直しと計画の変更
 - a. 定期的な利用者への面接
 - b. 定期的なモニタリング結果の記録
2. 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握
3. 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供
4. サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言

2 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

相談支援専門員について(現行)

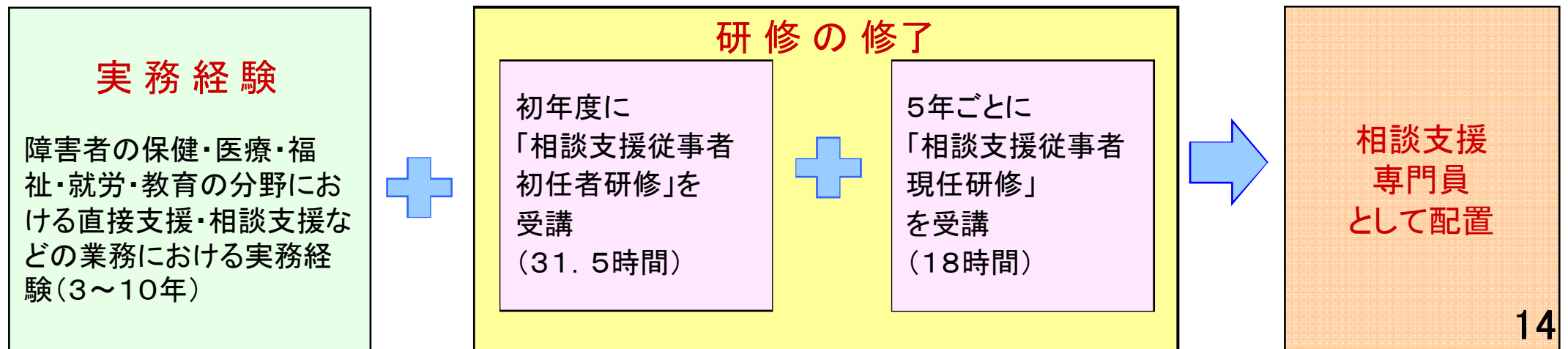
(配置基準)

- 一般(特定・障害児)相談支援事業所ごとに、専らその職務に従事する相談支援専門員を配置

(経緯)

- 障害児(者)地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障がい種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障がいを統一のものとして改定した相談支援従事者研修(初任者研修・現任研修)が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において、地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障がい児支援や地域移行支援等について専門コース別研修(任意研修)を新設し研修体制の充実が図られた。

【現行の相談支援専門員の要件】



相談支援専門員の実務経験

		業 務 内 容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

相談支援専門員養成の現状及び課題

- 各都道府県による相談支援専門員の養成に関しては、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援従事者指導者養成研修を国において実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修実施体制に差があり、研修内容の違いが大きくなったり質の差が広がっているという指摘がある。
- また、社会保障審議会障害者部会報告(平成27年12月)では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下の指摘がなされた。
 - ・ 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき。
 - ・ 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
 - ・ 指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員)の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。
- さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月)では、人材育成の方策について以下のよう提言されている。
 - ・ 基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。
 - ・ より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。
 - ・ これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修(OJT)を組み込むべきである。
- 上記の指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となっている。



- 上記課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んできたところ。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

1. カリキュラムの見直し

⇒2020年度以降に延期(H30.10.26厚労省通知による変更)

- ~~意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。~~
- ~~実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に、一定の実務経験の要件(注)を設定。
(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)~~

(注) 現任研修(更新研修含む)を受講するための一定の実務経験の要件

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

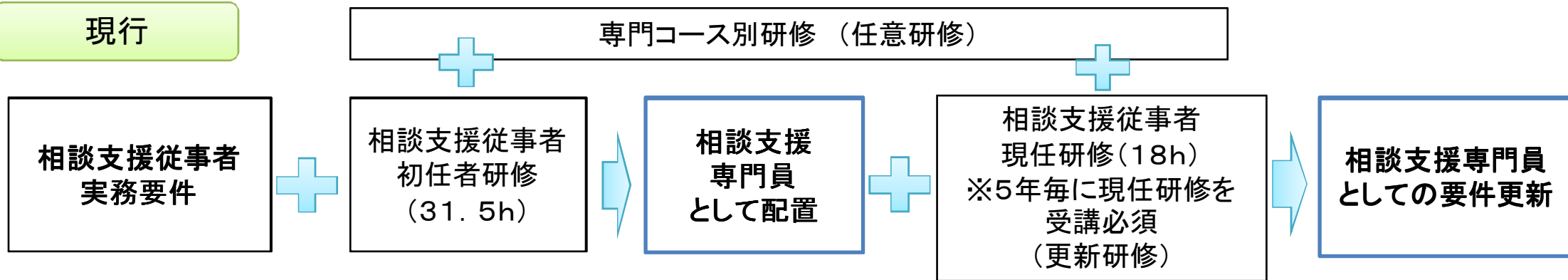
- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
- ② 現に相談支援業務に従事している

2. 主任相談支援専門員研修の創設

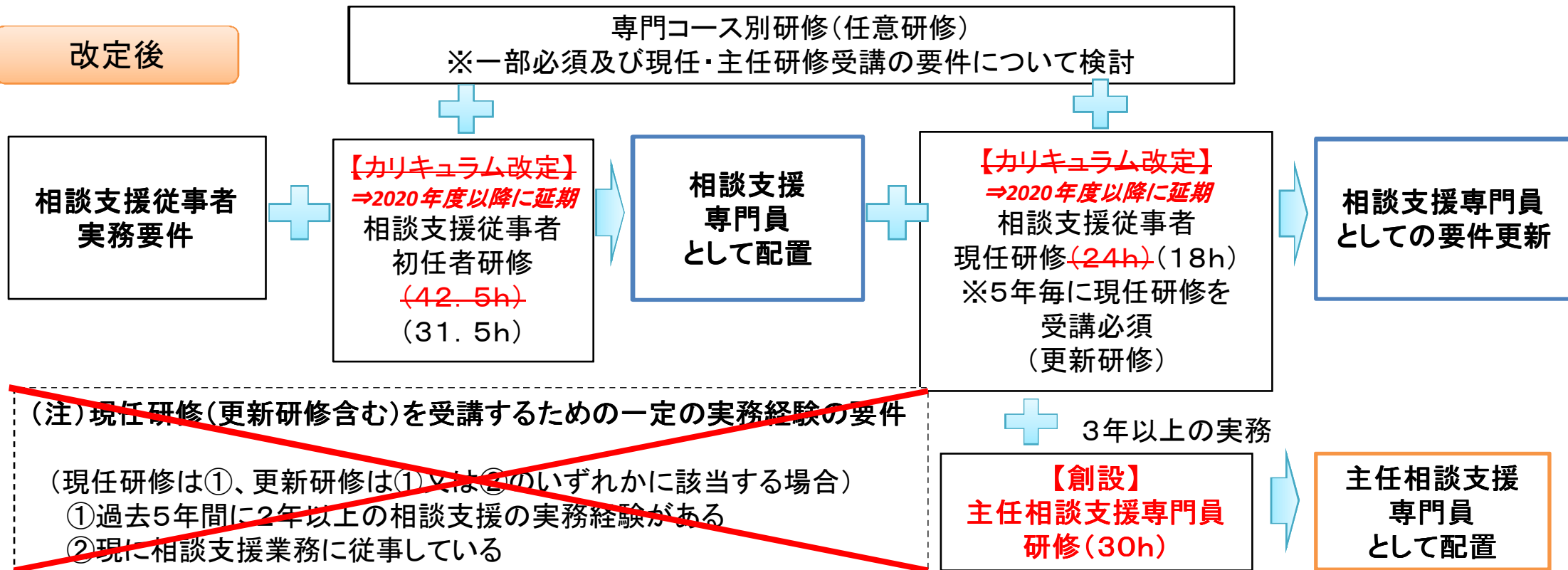
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて(予定)

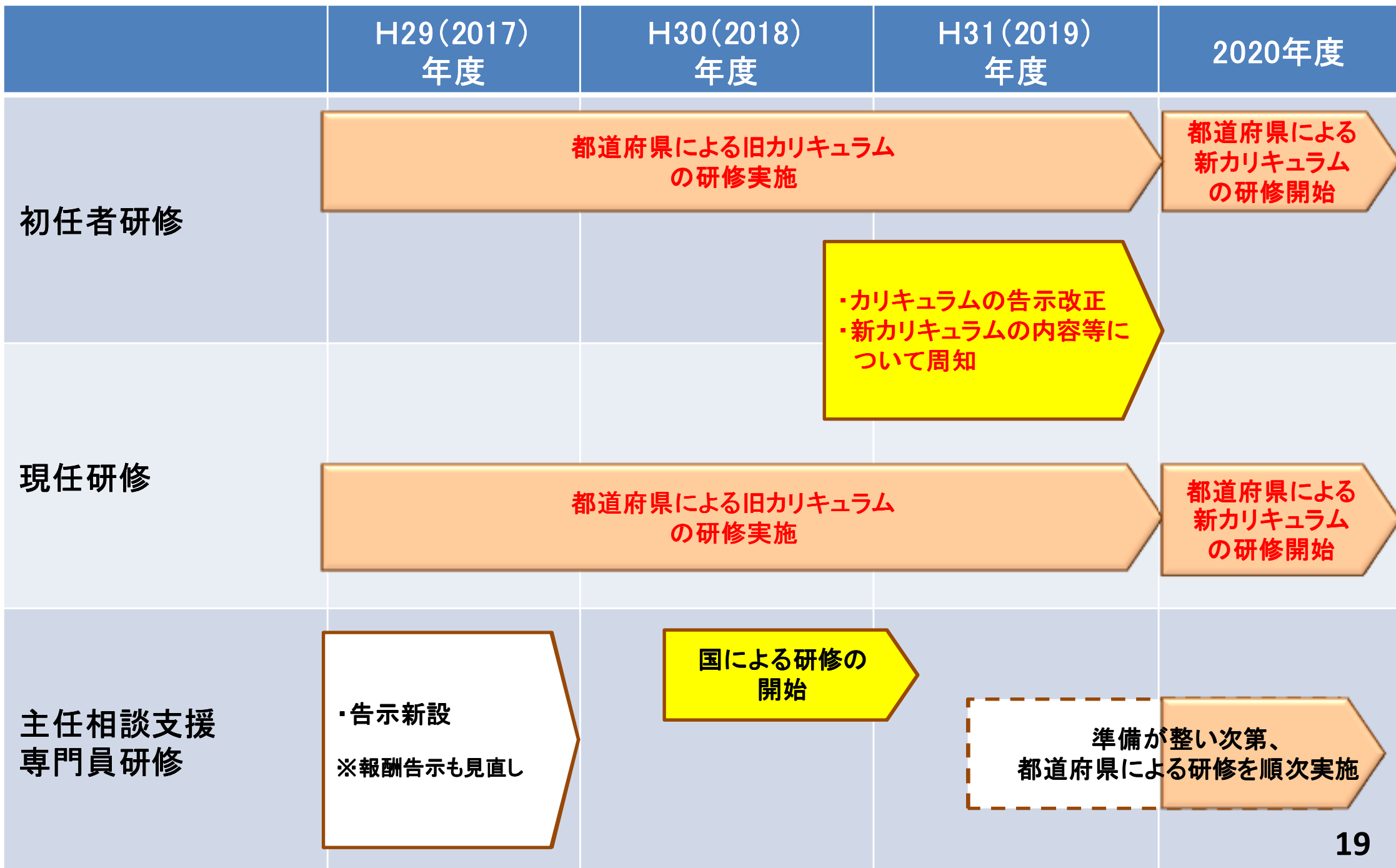
現行



改定後



相談支援専門員 研修見直しのスケジュール



相談支援専門員の養成の全体像(案)

更新期限5年

更新期限5年

~~現に相談支援事業に従事しておらず、5年間に2年以上実務に従事していない場合~~

~~初任者研修・現任制度の見直しは、2020年度以降に延期~~

相談支援等に関わる実務経験

「基本相談支援を基盤とした計画相談支援を実施できる知識と技術の獲得」
相談支援従事者 初任者研修

~~相談支援事業実務経験2年以上
 (実践の積み重ね)~~

「個別相談支援のスキルアップ、地域援助のスキル獲得」
相談支援従事者 現任研修

~~相談支援事業
 実務経験
 (現に相談支援事業に現に
 従事している者
 又は5年間に2年以上実
 務に従事していた者)~~

~~相談支援従事者 現任研修
 (更新研修として受講)~~

専門職としての能力
 の保持・向上

相談支援事業実務経験
 現任研修修了後3年以上
 (十分な知識・経験の蓄積)

相談支援従事者 主任研修
 「地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担うための知識と技術の獲得」

更新期限5年

~~(現に主任相談支援事業に従事している者
 又は5年間に2年以上実務に従事していた者)~~

~~相談支援従事者 主任研修
 (更新研修として受講)~~

~~主任として
 能力の保持・向上~~

主任相談支援専門員の更新研修については今後検討

専門コース別研修

OJT、OFF-JT、自己研鑽